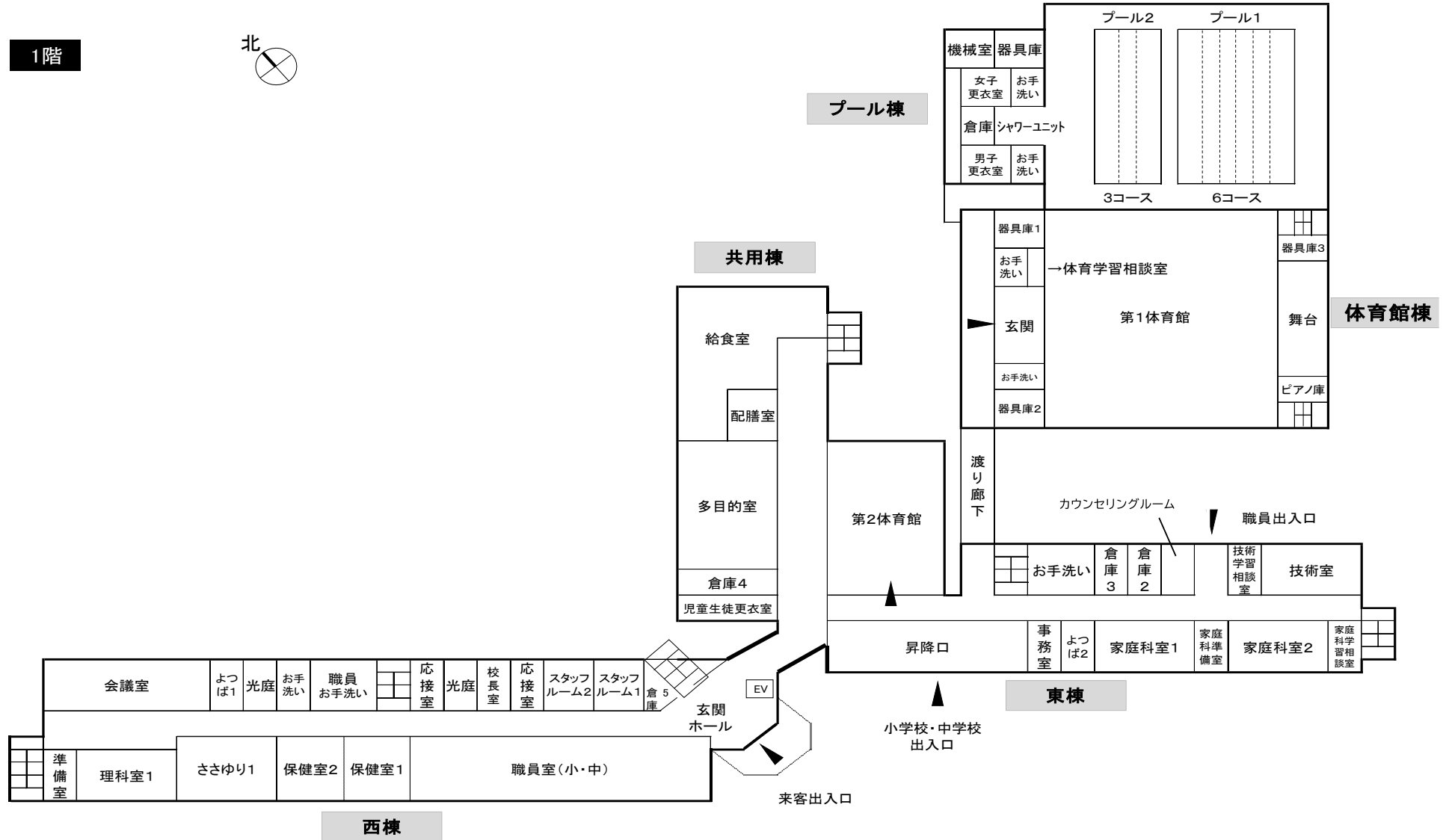
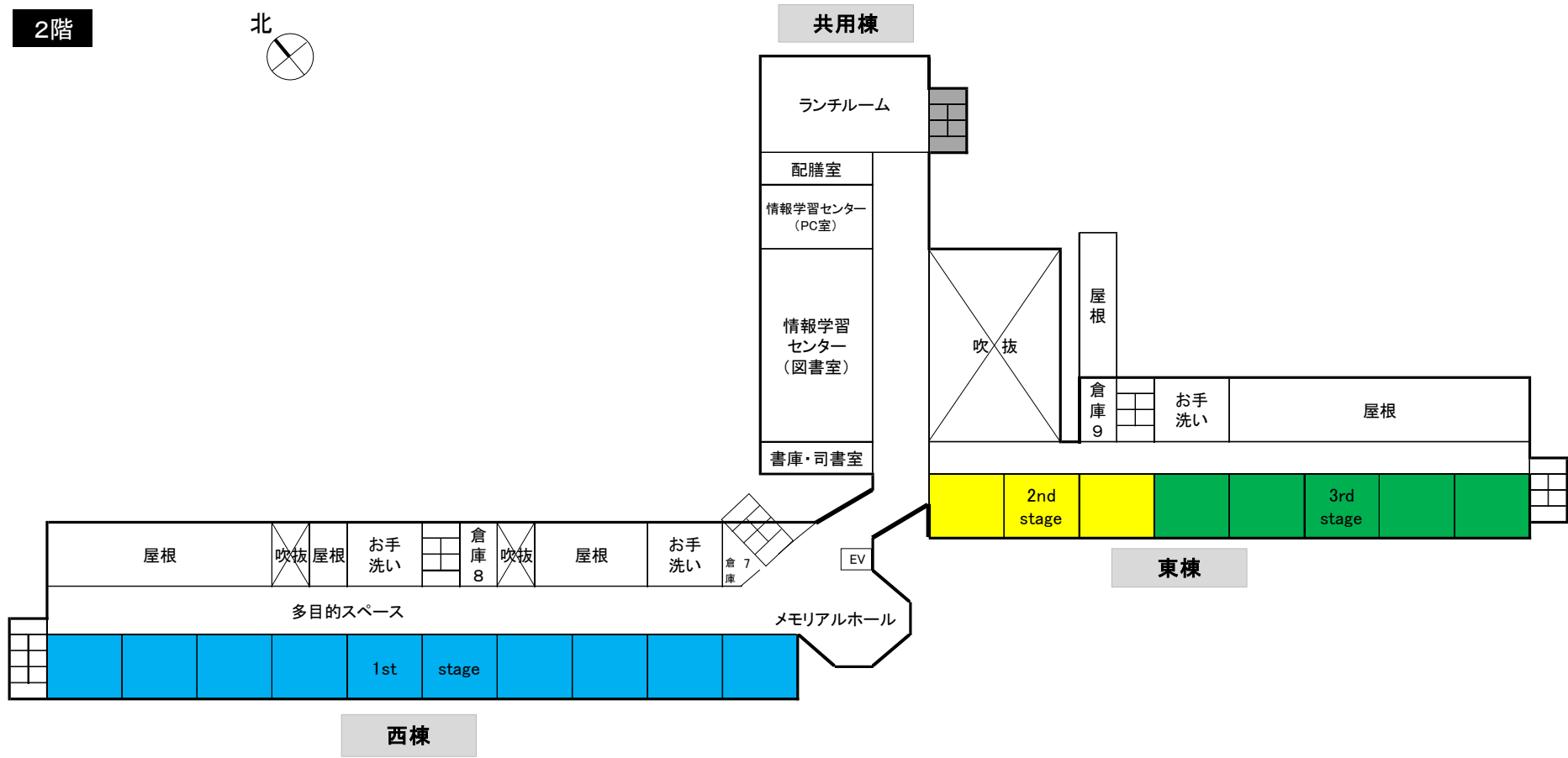


1階



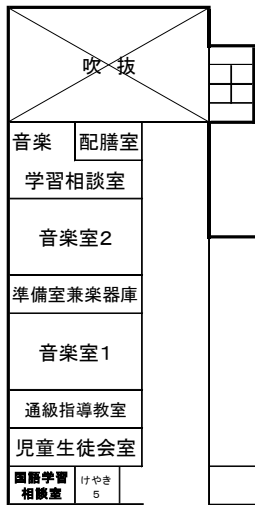
2階



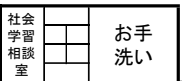
3階



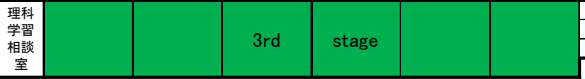
共用棟



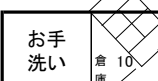
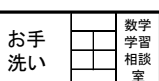
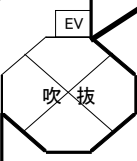
屋根



理科室2

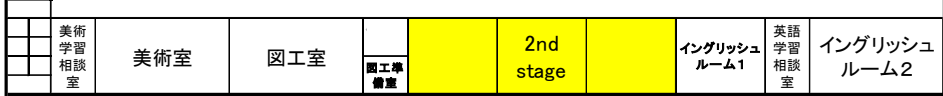


東棟



屋根

屋根



西棟

## 学校保健安全法による出席停止について

児童生徒が健康的に学校生活を送るうえで、学校において予防すべき感染症の種類が、学校保健安全法施行規則第18条により次のとおり規定されています。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、シフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る。）、その他新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症〔溶連菌感染症、手足口病、ウイルス性肝炎、感染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症等〕

上記の感染症にかかった者は、文部科学省令で定める基準により出席停止となりますから、日常の健康観察で疑わしい場合は、早めに医師にご相談ください。

### 【出席停止の取扱いについて】

1. 出席停止は学校長が指示するもので、欠席扱いにはなりませんから、感染症にかかったときは、速やかに学校へ連絡してください。
2. 第1種については、本人以外で同居家族内に発病者があるときも、しばらくは出席停止となります。
3. 第2種、第3種の場合は、原則として治癒するまで出席停止。ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは出席させてください。
4. 登校する際は、必ず医師の許可をもらってから登校してください。許可については、診断書などは必要ありません。

〈参考〉 出席停止期間の基準

病 名	期間の基準（めやす）	病 名	期間の基準（めやす）
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を過ぎるまで	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで	流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで（7～14日）
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	溶連菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

お子さまが学校で学習しているとき等、学校管理下で思いがけなくけが等をされた場合、災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対する医療費を日本スポーツ振興センターより給付を受けられる制度です。

### 1. 学校管理下とは

- ・授業中（各教科、遠足、修学旅行、大掃除等）
- ・学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動、デイキャンプ、海洋学習等）
- ・休憩時間中及び学校の定めた特定時間中（始業前、業間休み、昼休み、放課後等）
- ・通常の経路及び方法による通学中（登下校中）

### 2. 給付対象・給付額

災 害	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
けがや病気 の場合	医療費総額（初診から治癒するまで）が5,000円（病院の窓口で支払う額が1,500円）以上のものが対象となります。※	医療費 ①医療費分として医療費総額の3/10（病院の窓口支払分） ②雑費分として医療費総額の1/10 ③合計①+②、医療費総額の4/10が支給されます。
障害が 残った場合	けがや病気が治った後に残った障害で、その程度により1級～14級に区別されます。	障害見舞金 88万円～4,000万円 （通学中は、その半額）
死亡した 場合	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 （通学中は、その半額）
	突 然 死	運動などの行為に起因する突然死 死亡見舞金 3,000万円 （通学中は、その半額） 運動などの行為と関連のない突然死 死亡見舞金 1,500万円 （通学中の場合も同額）

- ① 保険外治療費は、給付の対象となりません。
- ② 同一の負傷又は疾病の医療費の給付期間は初診日から10年間です。
- ③ 要保護児童生徒の医療費は、医療扶助があるため対象となりません。
- ④ 学校の管理下の範囲のけが等の場合には日本スポーツ振興センターより給付がありますので、子ども医療証の使用は控えていただきますようお願いいたします。
- ⑤ 給付事由の発生から2年間請求しないでおくと、給付を受ける権利はなくなります。
- ⑥ 非常災害による災害は給付となりません。
- ⑦ 第三者の加害行為による災害により損害賠償があったときは差額支給（示談額等がセンター給付金額よりも少ない場合）となります。ただし、児童生徒間（センター加入者）の加害行為の場合は全額給付対象となります。

### ※「災害共済給付金補てん助成金」について

日本スポーツ振興センターの給付対象とならない以下の傷病については、能勢町の「災害共済給付金補てん助成金」より給付を行います。給付対象や手続きなどの詳細は能勢町教育委員会にお問い合わせください。

- 1, 医療費総額（初診から治癒するまで）が5,000円（病院の窓口で支払う額が1,500円）未満のもの。ただし、「医療の状況」の転帰が「治ゆ」となっている場合のみ対象。
- 2, センターから障害見舞金又は歯牙欠損見舞金が支給されない永久歯の歯牙破折。破折した永久歯の歯牙2本を限度として、1本につき10,000円を給付。

### 3. 請求方法及び給付方法

- ① 請求は、学校から渡されます規定の手続き用紙を医療機関等に持参し、医療点数等を記入してもらい、再度学校へ提出してください。
- ② 規定の手続きの用紙には公費負担医療制度（ひとり親家庭医療・子ども医療助成等）の使用の有無を確認する欄が右下部にありますので、「記入者」欄の「保護者」と「公費負担医療制度」欄の該当する公費負担医療制度名に○印をつけ、その月に病院で支払った自己負担金額をご記入ください。
- ③ 提出の際は、領収書等（原本）も一緒に提出してください。（裏面に受付印を押印した後、返却いたします。）
- ④ 給付は日本スポーツ振興センターで審査され、給付金の額が決定された場合、学校を經由して保護者の金融機関口座に振り込まれます。振込ができましたら、ご家庭にお知らせいたします。
- ⑤ 通院が複数月にわたる場合も手続きは1月ごとです。

この基準は、食物アレルギー疾患等がある児童生徒に対する個別対応給食の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 1、個別対応給食

個別対応給食とは、特定の食物を食べることができない場合に医者診断による学校生活管理指導表【アレルギー疾患用】（以下「管理指導表」という）に基づく対応が必要な児童生徒に対し、学校給食献立表を学校と保護者間で確認の上、調理の段階で鶏卵・うずら卵を除去して調理し、提供する給食をいう。また、献立表を確認の上、普通給食からアレルゲンを自分で取り除くことも含む。

### 2、個別対応給食の対象者

個別対応給食の対象者とは、特定の食物を食べることができない場合に医者診断による「管理指導表」に基づく対応が必要な児童生徒のことをいう。

### 3、個別対応給食の範囲等

(1) 個別対応給食は、除去食のみとし、代替食材及び家庭から持ち込んだ食材は使用しないものとする。

(2) 除去及び停止する食品は次のとおりとする。

- ① 除去する食材は、鶏卵・うずら卵のみとする。
- ② 停止する食品は、パンと牛乳とする。
- ③ パンと牛乳のみ、返金の対象とする。

(3) 次のいずれかに該当する場合を除き、個別対応給食を実施する。

#### ① 厳格除去を要する場合

厳格除去とは、食物アレルギーの原因食物の微量混入まで厳格に除去することをいう。次に掲げる項目は微量混入の可能性がある。

- ・学校では、個別対応給食を同じ調理場内の釜や調理器具を使用するため、食物アレルギーの原因食材が微量混入する可能性があること。
- ・加工品については、表示がなくても同じ工場内で製造、梱包されるものがあるため、食物アレルギーの原因食物が微量混入する可能性があること。

#### ② 誤って食べたことで重篤な症状が予想される場合

- ・体調等によりアナフィラキシー症状を発症し、意識が混濁する等重篤な症状になる可能性がある。



### ③ 対応困難な食物アレルギーがある場合

- ・保護者からの申し出により学校内（給食検討部会）で十分協議し、対応が困難かどうかを判断する。
- ・食材の組み合わせ等によって起こる予測できないアレルギー症状が出現する場合、対応困難とする。
- ・通常はアレルギー症状が出現することはないが、体調によってアレルギー症状が出現する場合、対応困難とする。

## 4、個別対応給食の申請

(1) 個別対応給食を希望する児童生徒の保護者は、「アレルギーチェックシート」に医師が記入した「管理指導表」を添付して、校長に申請する。

(2) 「アレルギーチェックシート」と「管理指導表」は、毎年度末（3月31日）までに提出することとする。ただし、変更が生じた場合は、変更した「管理指導表」と変更内容を書面【様式任意】で校長に提出しなければならない。また、個別対応給食を実施する必要がなくなった場合は、その旨を書面【様式任意】で校長に提出しなければならない。

## 5、給食検討部会

(1) 給食検討部会は、校長が指名する教職員等をもって構成するものとする。

(2) 校長は、保護者からの申請があれば、直ちに給食検討部会を開催し、個別対応給食の実施について協議し、その結果を保護者に報告するものとする。

(3) 個別対応給食の実施について、必要に応じて教育委員会に相談することができる。

## 6、教育委員会への報告

(1) 校長は、毎年度4月15日までに個別対応給食の状況を教育委員会に報告するものとする。

(2) 校長は、年度途中で給食検討部会を開催した場合は、直ちにその結果を教育委員会に報告するものとする。

## 7、個別対応給食が提供できない児童生徒への対応

個別対応給食の提供ができない児童生徒にあっては、弁当を持参するものとする。その際、持参した弁当の保管等については、保護者と学校において協議調整するものとする。